

## 『労働衛生に関する法的基礎知識と、 歯科も絡めた最近のトピックス』



歯科医師  
労働衛生コンサルタント  
森本 剛 先生

### 【講演抄録】

個人であれ法人であれ、事業を営む者、あるいは労働者を雇用する者(事業者)は、政府等の一部の者を除いて、労働基準法(労基法)や労働安全衛生法(安衛法)等の規制を受ける。

その法体系は、民法→労基法→安衛法といった具合に、一般法の下に派生した特別法が存在し、個別具体的な国民の活動を規制している。

歯科技工所もその例に漏れず、労基法や安衛法を遵守しなければならず、さらにそういった法律の細則・施行則としての『省令』や、解釈や取り扱い等を上級官庁が下級官庁に指示した『通達』が、現実の規制や指導の根拠となっていることがほとんどである。

そのため事業者は、このような法令の概略は知っておかなければならず、事業が社会的公器であり、従業員と共に安全で安定的に発展すべきであるという認識のもと、関係者のすべてのWIN-WINを目指すにあたっては、労働問題、特に労災問題を起こせば、取り返しのつかないマイナスに直結する。

事業を営むにあたって、上記のような法律や省令、通達をクリアすることは、困難なことに感じられるかもしれないが、実は日々の小さな工夫や努力を重ねていくことによって、意外と簡単に達成できることがほとんどである。

今回の講演では、このような労働法体系の基礎的な知識をはじめとする、基本的な事業所運営の決まりごとに関して、まず述べさせていただく。そして、新たに法的義務となったりリスクアセスメントやストレスチェック(ノイローゼ)問題に加えて、定年の延長による労働者の高齢化に対する健康管理、さらには歯科独特の高齢化問題、すなわち歯周病や咬耗等に対しても新たな知見を解説し、さらには人生における歯科の終活(終末に向けての活動)に対して、コーヌステレスコープが非常に有効であることにも、少し触れさせて頂きたいと思っている。